

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成 29 年  
2月17日  
(金曜日)

## 目 次

○告示

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課)……………一

生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)……………二

生活保護法の規定に基づく施術機関の指定(厚政課)……………二

救急病院等の認定(医療政策課)……………二

解除予定保安林(下関市)(森林整備課)……………二

漁船損害等補償法の規定に基づく届出事項(水産振興課)……………三

道路の位置の指定(建築指導課)……………四

○公告

山口県環境影響評価条例の規定に基づく公聴会の開催(環境政策課)……………五

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(五件)(商政課)……………五

土地改良事業の工事の完了(農村整備課)……………六

○雑報

県報の正誤(平成二十八年九月二十三日山口県告示第二百九十二号)……………七

### 山口県告示第三十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十九年二月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政



名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
ゆきこクリニック	山口市泉都町一〇番四号	平成二八、一二、三一
縄田医院	〃 中央五丁目一六番一号	〃 一〇、〃
岡村医院	防府市大字田島一四八七の一	〃 一二、二九
藤井内科医院	周南市若宮町一丁目五一	〃 〃 三一
黒川病院	〃 五月町八番一九号	〃 〃 〃
黒川医院	〃 〃 〃 一号	〃 〃 〃
女性クリニックおがた	山陽小野田市中央三丁目六番三〇号	〃 〃 〃
ローズデンタルクリニック	山口市小郡緑町五番一四号	〃 〃 〃
竹中歯科	防府市三田尻一丁目三番三五号	〃 〃 〃
ハート歯科クリニック	〃 大字田島一四八五の六	〃 〃 〃
古浜歯科医院	柳井市天神二〇番二号	〃 〃 三、六
有限会社薬心堂新町薬局	岩国市岩国三丁目二番四号	〃 〃 一、二、三一
オリーブ薬局愛宕山店	〃 尾津町二丁目一〇番二二二号	〃 〃 〃
須々万薬局	周南市大字須々万本郷二五〇一の一	〃 〃 〃

### 山口県告示第三十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十九年二月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
黒川病院	周南市五月町八番一九号	平成二九、一、一
黒川医院	〃 〃 〃 一号	〃 〃 〃
女性クリニックおがた	山陽小野田市中央三丁目六番三〇号	〃 〃 〃
ローズデンタルクリニック	山口市小郡栄町二番一号	〃 〃 〃
ハート歯科クリニック	防府市大字田島一四八五の六	〃 〃 〃
古浜歯科医院	柳井市天神一六番二二二号	平成二八、三、七
新町薬局	岩国市岩国三丁目二番四号	平成二九、一、一

山口県告示第三十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十九年二月十七日

氏名	住	術	者	所	指定年月日
春成 謙二	防府市牟礼今宿二丁目二番八号				平成二九、一、一九

山口県告示第四十号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院及び救急診療所を認定した。

平成二十九年二月十七日

名称	救急病院及び救急診療所所在地	認定が効力を有する期限
独立行政法人地域医療機能推進機構下関医療センター	下関市上新地町三丁目三番八号	平成三三、一、三一
医療法人星の里会岡病院	〇号 小月本町二丁目一五番二	〃 〃 〃
下関市立豊田中央病院	一〇号 豊田町大字矢田三六五の	〃 二、一二
医療法人博愛会宇部記念病院	宇部市上町一丁目四番一	〃 一、三一
社会医療法人尾中病院	〃 常盤町二丁目四番五号	〃 〃 〃
医療法人聖比留会セントヒル病院	〃 今村北三丁目七番一八号	〃 〃 〃
山口県済生会山口総合病院	〃 山口市緑町二番一	〃 〃 〃
総合病院山口赤十字病院	〃 八幡馬場五三の一	〃 〃 〃
医療法人社団曙会佐々木外科病院	〃 泉都町九番一三	〃 〃 〃
医療法人社団水生会柴田病院	〃 大内矢田北五丁目一	〃 〃 〃
	〃 〃 〃	〃 〃 〃

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県告示第四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

平成二十九年二月十七日

解除予定保安林の所在場所	山口県知事	村岡 嗣 政
一 下関市豊田町大字江良字蟹廻り一三五の九（次の図に示す部分に限る。）		
二 保安林として指定された目的		
水源の涵養		
三 解除の理由		
道路用地とするため		

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産振興部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第四十二号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めため、次の一のとおり事前届出があつた。

当該届出に係る指定漁船調査書は、次の二により縦覧に供する。

平成二十九年二月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

一届出事項

加入区	住居	発起	所	氏名	合
-----	----	----	---	----	---

浮島加入区	大島郡周防大島町大字浮島四六四の二	〃	〃	川上 幸俊	山口県漁業協同組合
-------	-------------------	---	---	-------	-----------

久賀加入区	〃	〃	〃	大野 鶴市	久賀漁業協同組合
-------	---	---	---	-------	----------

大島町加入区	〃	〃	〃	坂榮 正利	大島町漁業協同組合
--------	---	---	---	-------	-----------

通津加入区	岩国市平田六丁目五六番三一〇六号	〃	〃	丸川 喜雄	通津漁業協同組合
-------	------------------	---	---	-------	----------

柱島加入区	通津二六八九の四	〃	〃	波戸 正幸	柱島漁業協同組合
-------	----------	---	---	-------	----------

神代加入区	〃	〃	〃	石村 武男	神代漁業協同組合
-------	---	---	---	-------	----------

大島加入区	岩国市由宇町神東一三五三の四	〃	〃	堀江 豊	大島漁業協同組合
-------	----------------	---	---	------	----------

平郡加入区	〃	〃	〃	高根 延之	山口県漁業協同組合
-------	---	---	---	-------	-----------

室津加入区	熊毛郡上関町大字室津三八七の一	〃	〃	佐田 秀登	山口県漁業協同組合
-------	-----------------	---	---	-------	-----------

祝島加入区	〃	〃	〃	植中 勝典	〃
-------	---	---	---	-------	---

平生町加入区	〃	〃	〃	田邊 賢一	〃
--------	---	---	---	-------	---

光加入区	〃	〃	〃	西元 巧	〃
------	---	---	---	------	---

下松加入区	〃	〃	〃	吉永 喜義	〃
-------	---	---	---	-------	---

櫛ヶ浜加入区	〃	〃	〃	吉永 正生	〃
--------	---	---	---	-------	---

戸田加入区	〃	〃	〃	砂田 秋義	〃
-------	---	---	---	-------	---

新南陽加入区	〃	〃	〃	〃	〃
--------	---	---	---	---	---

秋穂加入区	〃	〃	〃	〃	〃
-------	---	---	---	---	---

宇部市東部加入区	〃	〃	〃	〃	〃
----------	---	---	---	---	---

宇部岬加入区	〃	〃	〃	〃	〃
--------	---	---	---	---	---

新宇部加入区	〃	〃	〃	〃	〃
--------	---	---	---	---	---

藤曲浦加入区	〃	〃	〃	〃	〃
--------	---	---	---	---	---

南風泊加入区	〃	〃	〃	〃	〃
--------	---	---	---	---	---

六連島加入区	〃	〃	〃	〃	〃
--------	---	---	---	---	---

蓋井島加入区	〃	〃	〃	〃	〃
--------	---	---	---	---	---

黒井加入区	〃	〃	〃	〃	〃
-------	---	---	---	---	---

黒井加入区	〃	〃	〃	〃	〃
-------	---	---	---	---	---

黒井加入区	〃	〃	〃	〃	〃
-------	---	---	---	---	---

黒井加入区	〃	〃	〃	〃	〃
-------	---	---	---	---	---

黒井加入区	〃	〃	〃	〃	〃
-------	---	---	---	---	---

黒井加入区	〃	〃	〃	〃	〃
-------	---	---	---	---	---

黒井加入区	〃	〃	〃	〃	〃
-------	---	---	---	---	---

黒井加入区	〃	〃	〃	〃	〃
-------	---	---	---	---	---

黒井加入区	〃	〃	〃	〃	〃
-------	---	---	---	---	---

黒井加入区	〃	〃	〃	〃	〃
-------	---	---	---	---	---

黒井加入区	〃	〃	〃	〃	〃
-------	---	---	---	---	---

黒井加入区	〃	〃	〃	〃	〃
-------	---	---	---	---	---

黒井加入区	〃	〃	〃	〃	〃
-------	---	---	---	---	---

黒井加入区	〃	〃	〃	〃	〃
-------	---	---	---	---	---

黒井加入区	〃	〃	〃	〃	〃
-------	---	---	---	---	---

黒井加入区	〃	〃	〃	〃	〃
-------	---	---	---	---	---

黒井加入区	〃	〃	〃	〃	〃
-------	---	---	---	---	---

黒井加入区	〃	〃	〃	〃	〃
-------	---	---	---	---	---

黒井加入区	〃	〃	〃	〃	〃
-------	---	---	---	---	---

黒井加入区	〃	〃	〃	〃	〃
-------	---	---	---	---	---

黒井加入区	〃	〃	〃	〃	〃
-------	---	---	---	---	---

黒井加入区	〃	〃	〃	〃	〃
-------	---	---	---	---	---

黒井加入区	〃	〃	〃	〃	〃
-------	---	---	---	---	---

黒井加入区	〃	〃	〃	〃	〃
-------	---	---	---	---	---

黒井加入区	〃	〃	〃	〃	〃
-------	---	---	---	---	---

角島加入区	〃	豊北町大字角島三〇一六 一二二〇	中野 秀幸	角島漁業協同組合
長門加入区	〃	長門市仙崎一四五六の一 四一七七の二〇	藤井 兼夫 舛谷 達雄	山口県漁業協同組合
大島加入区	〃	萩市大島四九〇 一五	松本 肇 田中 稔久	〃
見島加入区	〃	見島一二七 七一の二	濱村 洋一 山根 庸夫	〃
須佐加入区	〃	大字須佐四六二七の三 四九二六の一	曾根 則次 一木 清久	〃
加入区	縦 覧 期 間	〃	橋本 政春	〃
浮島加入区	〃	平成二十九年二月十七日から同年三月三日まで	〃	山口県漁業協同組合
久賀加入区	〃	〃	〃	久賀漁業協同組合
大島町加入区	〃	〃	〃	大島町漁業協同組合
通津加入区	〃	〃	〃	通津漁業協同組合
柱島加入区	〃	〃	〃	柱島漁業協同組合
神代加入区	〃	〃	〃	神代漁業協同組合
大畠加入区	〃	〃	〃	大畠漁業協同組合
平郡加入区	〃	〃	〃	山口県漁業協同組合
室津加入区	〃	〃	〃	〃
祝島加入区	〃	〃	〃	〃
平生町加入区	〃	〃	〃	〃
光加入区	〃	〃	〃	〃
下松加入区	〃	〃	〃	〃
楠ヶ浜加入区	〃	〃	〃	〃
戸田加入区	〃	〃	〃	〃
新南陽加入区	〃	〃	〃	〃
秋穂加入区	〃	〃	〃	〃
宇部市東部加入区	〃	〃	〃	〃

宇部岬加入区	〃	〃	〃	宇部漁業協同組合
新宇部加入区	〃	〃	〃	新宇部漁業協同組合
藤曲浦加入区	〃	〃	〃	山口県漁業協同組合
南風泊加入区	〃	〃	〃	〃
六連島加入区	〃	〃	〃	〃
蓋井島加入区	〃	〃	〃	〃
黒井加入区	〃	〃	〃	黒井漁業協同組合
角島加入区	〃	〃	〃	角島漁業協同組合
長門加入区	〃	〃	〃	山口県漁業協同組合
大島加入区	〃	〃	〃	〃
見島加入区	〃	〃	〃	〃
須佐加入区	〃	〃	〃	〃

山口県告示第四十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二條第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。  
その関係図面は、柳井土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十九年二月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
熊毛郡平生町大字宇佐木字尾崎二四八の二六	四・〇	一一・九	平成二九、 二、 六



(三四) 山口県環境影響評価条例の規定に基づく公聴会の開催  
山口県環境影響評価条例(平成十年山口県条例第三十七号)第四十三条第六項の規定により、次のとおり公聴会を開催します。

平成二十九年二月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 日時、場所等  
日 時 場 所 収容人員  
平成二九、三、二二 下関市リサイクルプラザ 一〇〇人程度

二 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 前田建設工業株式会社  
氏名 前田 操治

所在地 東京都千代田区富士見二丁目一〇番二号

三 対象事業の名称、種類及び規模

名称 (仮称)安岡沖洋上風力発電事業  
種類 発電所の設置

規模 四千キロワット 一五基

四 対象事業実施区域

下関市安岡沖

五 公述の申出の手続

(一) 公聴会において環境の保全の見地からの意見を述べようとする者は、平成二十九年三月六日までに、氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、電話番号、対象事業の名称並びに意見の要旨を記載した書面(以下「公述申出書」という。)を山口市滝町一番一号(郵便番号七五三三八五〇一)山口県環境生活部環境政策課に提出してください。

(二) 公述申出書を提出した者のうちから、公聴会において意見を述べることができる者を選定します。

(三) 公聴会の運営を円滑に行うため必要があるときは、意見を述べる時間を制限することがあります。

(四) (二)及び(三)に掲げる場合においては、その旨を公述申出書を提出した者又は公聴会

六 その他  
において意見を述べることができる者に通知します。

(一) 公聴会を傍聴しようとする者は、傍聴券の交付を受けてください。傍聴券は、公聴会当日、受付で先着順に交付します。

(二) 公聴会に関する問合せは、山口県環境生活部環境政策課(電話〇八三一九三三―二九三三)にしてください。

(三五) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十八年十月四日山口県公告(四〇一)に係る大規模小売店舗について次のとおり防府市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十九年二月十七日から同年三月十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十九年二月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク中関店

所在地 防府市大字田島一四九七の二

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(三六) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十八年十月四日山口県公告(四〇二)に係る大規模小売店舗について次のとおり周南市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十九年二月十七日から同年三月十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十九年二月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク徳山中央店  
所在地 周南市花畠町二二七の一  
二 意見の概要  
特に配慮を求める事項はない。

(三七) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十八年十月四日山口県公告(四〇三)に係る大規模小売店舗について次のとおり山陽小野田市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十九年二月十七日から同年三月十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市産業振興部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成二十九年二月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク小野田店

所在地 山陽小野田市大字西高泊六四〇の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(三八) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十八年十月七日山口県公告(四〇八)に係る大規模小売店舗について次のとおり下松市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十九年二月十七日から同年三月十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部産業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十九年二月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称)ドラッグコスモス望町店

所在地 下松市望町二丁目二七四の二

二 意見の概要  
交通に係る事項について配慮を求める。

(三九) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十八年十月七日山口県公告(四〇九)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十九年二月十七日から同年三月十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十九年二月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク西宇部店

所在地 宇部市厚南北五丁目一六〇二の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(四〇) 土地改良事業の工事の完了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

平成二十九年二月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 事業の名称

県営大坪地区震災対策農業水利施設整備事業

二 工事完了の時期

平成二十八年三月二十八日

〃	二	ページ
〃	上	段
左から 六から	左から 一から 一から	行
字中道山七六八の六、七六八の七	法・期・間・及・び・樹・種 立木の伐採の限度並びに植栽の方	誤
字中道山七六八の七	立木の伐採の限度	正

正 誤  
 平成二十八年九月二十三日山口県告示第二百九十二号（指定施業要件の変更予定保安  
 林）



平成二十九年二月十七日  
発行

発行  
行人所

山口県  
知事  
庁